

「泉佐野市企業版ふるさと納税型地域活性化推進事業」補助事業者募集要領

泉佐野市
成長戦略室おもてなし課

泉佐野市（以下「市」という。）は、企業版ふるさと納税（募集による）を財源とした地域活性化事業を、提案によって行う事業者に、泉佐野市企業版ふるさと納税型地域活性化推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付します。については、事業者を以下の要領で広く募集します。

1. 全体概要

企業版ふるさと納税を財源とした地域活性化に資する事業（以下「補助事業」という。）で、市の補助事業として、公益性のある事業でかつ下記 2 に該当する事業（個社の営利目的の事業を除く。）を下記の流れで補助します。

- ① 地域活性化に資する事業（※）とその事業を実施する事業者（以下「補助事業者」という。）を本要領にしたがって公募します。
- ② 応募頂いた提案について、第三者を含む審査選定委員会の審査選定のうえ採択します。
- ③ 市ホームページ等への掲載を通じ、第三者を含む審査選定委員会の審査選定により採択された個々の事業（以下「採択事業」という。）に対して、企業版ふるさと納税の募集を行います（※）。
- ④ 企業版ふるさと納税が、採択事業の実施に必要な額として補助事業者自らが設定した金額（以下「補助最低額」という。）に達した場合、採択事業に対して補助金交付決定を行い、補助事業を開始・実施頂きます。
- ⑤ 補助事業完了後、補助金交付決定金額の範囲内かつ完了時点までに集まった企業版ふるさと納税の金額を上限として、補助事業者に補助金を交付します。

（※）寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与（以下「利益供与」）することは、法令より禁じられています。利益供与に該当する部分の事業が実施できない、又は、利益供与に該当する寄附金が受け付けられない可能性があるので、提案の実現性及び当該利益供与について、下記 HP にて十分に理解のうえご応募ください。

（https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html）

2. 補助対象となる事業

泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略事業に記載されている以下の事業に資する事業を広く対象とします。

- （ア）安定した雇用を創出する事業
- （イ）定住魅力の強化により市への新しいひとの流れをつくる事業
- （ウ）若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる事業
- （エ）時代に合った地域をつくり、安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する事業
なお、次に掲げる事業は、補助事業の対象外です。
 - ・ 政治、宗教又は特定思想の普及若しくは選挙に関する事業

- ・ 施設又は設備等を設置する事業であって、土地所有者等の関係者の承諾を得られていない事業（当該関係者の承諾を得られる見込みがある事業を除く。）
- ・ 動物、飲食物又は薬品等を提供する事業
- ・ 補助事業の総額が 100 万円に満たない事業
- ・ その他、泉佐野市長（以下「市長」という。）が補助事業とすることが適当でないと認める事業

＜注意事項＞

- ・ 補助事業に係る企業版ふるさと納税の寄附金額が、補助事業者自らが設定した補助最低額に達した場合、事業を実施する義務を負います。
- ・ 本補助事業の対象となる事業が他の補助事業等の対象となっている場合に、補助対象経費が異なる場合は、本補助金の補助対象経費とすることができます。また、本補助事業と他の補助事業等の補助対象経費が重複する場合で、当該他の補助対象経費のうち当該他の補助金によってまかなわれる部分以外の部分についても、本補助事業の対象とすることができます。ただし、他の補助事業等においては、同一経費に対する補助が制限されている場合もありますので、申請にあたっては各制度の要件をご確認ください。
- ・ 補助対象事業は、補助金の交付決定をした年度内に完了しなければなりません。ただし、市議会等の審議を経た場合は、この限りではないので、年度を超えた提案も募集可能とします。

3. 企業版ふるさと納税の公募

市は、採択事業について、市ホームページへの掲載等を通じて、企業版ふるさと納税による寄附の公募を行います。

公募に応じた寄附者は、泉佐野市まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附申出書及び企業版ふるさと納税に係る採択事業指定書（様式第4）を提出し、充当すべき採択事業を指定するものとします。また、採択事業に以下のいずれかの事由が生じた場合は、採択事業以外の事業に当該企業版ふるさと納税が充当されることを寄附者に承諾していただきます。

なお、採択事業者の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第8項に規定する関係会社をいう。）に当たる寄附者から、企業版ふるさと納税による寄附を受けることはできません。また、利益供与に該当する場合も同様に寄附を受け付けることはできません。

- ① 採択事業者が倒産、解散その他社会情勢の変化等により事業を実施できない事情が生じたとき。
- ② 企業版ふるさと納税の寄附金額が補助最低額まで達しなかったとき。
- ③ 事業の完了後に事業費が企業版ふるさと納税の寄附額まで達しなかったとき。
- ④ その他特別な事情により市長が採択事業を実施すべきでないと判断したとき。

4. 応募資格

補助事業の実施を計画する者のうち、以下の全てに該当する団体等。

- ① 自らが事業の実施主体であること。

- ② 市税等の滞納がないこと。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 市から指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑤ 代表者、その他事業に従事する者が泉佐野市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないこと等、反社会勢力との関係を有しないこと。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を目的としていないこと。

5. 補助金の額及び補助率等

補助事業に対する企業版ふるさと納税の寄附金額が補助最低額に達した場合、補助事業に寄せられた企業版ふるさと納税の寄附金額の最大10割を、補助事業者に対して、予算の範囲内で交付します。

6. 補助対象経費

補助対象経費は以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費
II. 事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費 ・旅費 ・賃金 ・需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕費など） ・役務費（通信運搬費、広告宣伝費など） ・使用料及び賃借料 ・工事請負費 ・財産購入費 ・その他市長が必要と認める経費
III. 委託・外注費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託料 ・外注費

<注意事項>

- ① 補助対象経費は、交付決定時に補助事業を実施するために真に必要となる経費として決定した経費に限ります。事業途中における変更は、所定の様式による申請とその決定がない場合、対象外となります。
- ② 売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約に当たっては、合理的かつやむを得ないと認められる事情がある場合を除き、当該補助事業への寄附者（関係会社を含む）を契約の相手方にすることはできません。
- ③ 必要な経費に関する費用については、調達先が限定される場合等を除いて、原則2社以上の入札・見積合わせが必要です。2社以上の見積が証憑類にて確認できない経費は、対象外経費となる場合があります。
- ④ 必要な経費については、申請・審査が必要となります。申請いただいた場合も、審査に

よって対象外になる場合があります。

- ⑤ 原則、交付決定日以降（応募日や申請日ではありません）に発注し、支払済である経費のみが対象となります。発注書、納品書、領収書等の証憑類で日付け等を確認します。
- ⑥ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は、担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について市長の承認を受けなければなりません。また、処分する際には、補助金の返還が必要となります。なお、必要に応じて取得財産等の管理状況を調査することがあります。

7. 補助対象経費として計上できない経費

- ① 租税公課
 - ② 土地の購入・取得費
 - ③ 減価償却費
 - ④ 交際費
 - ⑤ 慶弔費
 - ⑥ 親睦会費
 - ⑦ 福利厚生費
 - ⑧ 寄附金
 - ⑨ 適正な時価でない額で取引又は計上された経費
 - ⑩ 国、府その他地方公共団体から受ける他の補助金の対象となる経費
 - ⑪ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
 - ⑫ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合があります。）
 - ⑬ その他、事業に関係のない経費、社会通念上不適切と市長が認める経費
- ※ 上記に掲げる経費は原則として補助対象外としますが、事業の性質や経費の内容等を踏まえ、補助対象として認めることができます。

8. 応募方法・スケジュール

応募受付期間：令和6年8月8日以降、隨時受付

応募書類・申請書等は、下記市HPからダウンロードし、必要な事項を記載のうえ下記の添付書類を添えて、電子メール・持参又は郵送にて提出してください。

(<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seicyou/omotenasi/menu/kigyouban/13720.html>)

なお、郵送の場合は、必ず、郵便物の追跡ができるレターパック等で郵送してください。

- ・ 事業提案書（様式第1）
 - ・ 事業提案計画書（様式第2）
 - ・ 概算事業費調書（様式第3）
- 【添付書類】
- ・ 事業概要等が確認できる資料（パンフレット等）

- ・ 定款の写し又はそれに準ずる書類
 - ・ 法人登記簿謄本の写し又はそれに準ずる書類
 - ・ 営業許可証等の写し(許認可を必要とする場合に限る)
- 提案者・提案された内容によって、追加で資料を求めることがあります。

9. 応募書類の提出先

e-mail : omotenashi@city.izumisano.lg.jp

※メールの件名を「企業版ふるさと納税型地域活性化推進事業申請書」としてください。

郵送 〒598-0048

大阪府泉佐野市りんくう往来北1りんくうタウン駅ビル東棟2階

泉佐野市成長戦略室おもてなし課

企業版ふるさと納税型地域活性化推進事業 担当

※応募書類は返却いたしません。

10. 審査・採択

(1). 審査方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査等を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。下記(2)に定める審査基準で採点し、合計点数60点以上を獲得した者を採択します。

なお、審査内容に関する質問や異議は一切受け付けません。

(2). 審査基準

企業版ふるさと納税による財源の確保ができるかどうかに主眼を置き、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① (実現性) : 寄附者の見込みがあるか/事業内容が具体的であるか
- ② (補完性) : 行政だけでは実現できない部分を担う公益的な事業となっているか/市民の便益につながるか
- ③ (波及効果) : 社会課題の解決や地方創生に貢献する事業か
- ④ (妥当性) : 事業内容に見合った適正な経費で精算されるか

(3). 審査結果の決定及び通知

当該申請者に対し審査結果を通知します。

<注意事項>

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 審査の公平性を害する行為があつた場合
- ③ 企画提案内容の補足説明を求めたにもかかわらず、補足説明を行わなかつた場合
- ④ 企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があつた場合
- ⑤ 募集要領に記載する事項に違反した場合

⑥ その他事業者として適当でないと市長が認める場合

1 1. 企画提案に関する費用

企画提案に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

1 2. 補助金の申請・決定

補助金交付申請を受理し、市が発出する補助金交付決定通知書の通知をもって、補助事業者となります。なお、補助金交付決定通知書に記載する補助金の金額（交付決定額）は、対象経費・必要額を精査した金額とします。

1 3. 補助金の支払い

(1) 補助金額の確定方法

事業終了後、補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき、原則として、現地調査及び領収証等の書類調査等を行い、支払額を確定します。

なお、補助金の支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

(2) 補助金額の支払い時期

補助金の支払いは、原則、事業終了後の精算払となります。

1 4. その他の注意点

本要領の他、補助金交付要綱をよくご理解の上、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

附 則

この要領は、令和6年8月8日から施行する。

この要領は、令和7年1月9日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。